

田口守一・寺崎嘉博編 『判例演習刑事訴訟法』 (2004年、成文堂) 正誤表

頁数	行数等	誤	正
1	タイトル内1行目	最 昭和55年9月22日 刑集34巻5号272頁	最 昭和53年9月22日 刑集32巻6号1774頁
1	タイトル内1行目	判時977号40頁	判時903号104頁
1	タイトル内1行目	判夕422号75頁	削除
2	本文下から2～3行目	最一昭和55年9月22日 刑集34巻5号272頁	最一昭和53年9月22日 刑集32巻6号1774頁
6	本文12行目	昭和55年判例	昭和53年判例
6	本文13行目	昭和55年判例	昭和53年判例
12	注6) 3行目	とするは、	とするのは、
44	本文下から8行目	本判決は、	本判決が、
45	本文下から12行目	誘引となったことは	誘引となったことは
49	本文下から4行目	後述(3)	後述 ③
76	注5) 3行目	法律19条法等	法律19条等
77	注14) 4行目	内害	内容
135	注12) 2行目	掲注10)	掲注10))
136	下から3行目	追加	田中開 「接見交通」 法教264号72頁
156	本文下から6～7行目	拒否	許否
157	本文15行目	理解に下に	理解の下に
159	本文5行目	を上げ	を挙げ
194	タイトル内	追加	東京高判昭和54年2月27日 判時955号131頁
194	タイトル内	東京地判昭和58年9月30日 判時1091号159頁	削除
219	本文下から2行目	注意測	注意則
231	本文11行目	注意側	注意則
247	タイトル内	判時1272号6頁	判時1726号177頁
248	本文1行目	普段	不断
249	本文下から13行目	犯行をするに	犯行を自白するに
252	本文5行目	用いられていえる	用いられている
255	本文11行目	務め	努め
255	本文11行目	捜査規183条	捜査規186条
255	本文下から6行目	制度	精度
276	本文下から1行目 (29行目)	という解釈	とする解釈
284	注18) 7行目	自らの発言を	自らの発言が
308	本文下から7行目	1項2項前段	1項2号前段
310	本文下から12行目	321条1項2項前段	321条1項2号前段
312	本文2行目	321条1項	321条1項2号
368	タイトル内2行目	最大判	最大決
369	本文2～3行目	刑集15巻12号2046頁	刑事裁判集140号705頁
369	本文3行目	最大決	(1) 最大決
371	本文13行目	する趣旨ものである	する趣旨のものである
379	本文下から6行目	考えらるとする	考えられるとする
383	本文下から14行目	同一の被疑者	同一の被害者